

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート(自立支援、介護予防、要介護状態等の軽減、重度化防止)

(様式1)

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

第9期介護保険事業計画に記載の内容			R7年度(年度末実績)		
現状と課題	第9期における具体的な取組(A)	目標(B) (事業内容、指標等)	実施内容 (R8.3月末実績)	自己評価	課題と対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・「1年間に転倒あり割合」が高い傾向にある。 ・通いの場への参加率が低い傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携した介護予防の普及啓発の実施 ・通いの場への支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的にリハビリテーション職が関与する支援の実施 ・通いの場への参加率 5% ・通いの場の設置数 100箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の通いの場等に対してリハビリテーション職を派遣し、要支援者の発見と介護予防の普及啓発活動を実施。 ・地域包括支援センター、生活支援コーディネーターを中心に住民主体の通いの場の新設・継続支援を実施 参加率:2.46% 設置数:133箇所 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・通いの場に参加されていない方を対象とした具体的な介護予防施策が取組めていない。 ・特に男性の通いの場への参加率が低い。男性が参加しやすい内容や企画を検討中。
<ul style="list-style-type: none"> 「物忘れが多い人の割合」、「認知症機能低下者割合」が高い状態にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームによる支援の充実 ・認知症初期集中支援を目的とした関係機関の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期集中支援の効果的な実施 ・活脳教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議において、支援チームの介入したケースの検証等を実施している。 ・公文学習療法センターに委託を行い、認知症予防を目的とした6ヶ月の教室を実施。計画期間中:5箇所実施 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・初期集中支援チームの介入件数が少ない。このことについての検証が十分に行われていない。 ・認知機能低下の早期発見に関する取組が手薄。

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート(介護給付適正化)

(様式2)

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

第9期介護保険事業計画に記載の内容			R7年度(年度末実績)		
現状と課題	第9期における具体的な取組(A)	目標(B) (事業内容、指標等)	実施内容 (R8.3月末実績)	自己評価	課題と対応策
<p>第1号被保険者数の増減は横ばいであるも、75歳以上人口割合は上昇傾向である。同様に介護認定率も上昇傾向であり、奈良県・全国平均の数値を上回っている。人口動態の推移からさらなる認定率の上昇は予測はされるため、より一層の要介護認定の適正化が求められる。</p> <p>また、介護人材の不足及び高齢化の進行に伴い、サービスの質の低下やケアプラン策定に係る基準のばらつき等が懸念される。自立支援に資するよう過不足のない適切な保険給付を実現するため、住宅改修・福祉用具購入・実地指導等さまざまなタイミングでのケアプラン点検が必要となる。</p> <p>さらに、奈良県国保連合会へ医療情報との突合・縦覧点検を委託しており、提供される医療情報との突合・縦覧点検のデータを活用することで、費用対効果の高い介護給付の適正化へと繋げる。 (事業計画P60. 61. 86. 87)</p>	<p>①要介護認定の適正化</p> <p>更新・変更申請で外部委託した全訪問調査票に対して事後点検を実施。具体的には、調査票の記載誤りや特記・主治医意見書との不整合を確認。</p>	<p>外部委託分、全件に対しての事後点検。</p>	<p>923件(100%)</p>	<p>○</p>	<p>引き続き、全件調査を実施していく。また、必要と思われる場合には事業者等に対して情報提供を行い、調査票の質の向上を図る。</p>
	<p>②ケアプラン等の点検</p> <p>同居家族のいる生活援助利用者、ショートステイにおいて認定有効期間の半数を超えた利用者、軽度者に対する福祉用具例外給付の利用者のプラン点検を行っている。また、実地指導において給付率の高い利用者のプラン点検も実施している。住宅改修・福祉用具に係る申請時にも随所にプラン点検を実施し、書面での確認が困難な場合には実地での確認も行う。</p>	<p>ケアプラン点検:100件/年間</p> <p>住宅改修申請の実地確認:5件/年間</p> <p>福祉用具購入申請の実地確認:5件/年間</p>	<p>ケアプラン点検件数:109件</p> <p>住宅改修申請の実地確認: 書面申請件数288件に対して5件の実地確認</p> <p>福祉用具購入申請の実地確認: 書面申請件数305件に対して5件の実地確認</p>	<p>○</p>	<p>書面での確認や事業所の問合せ等で適正性を確認できており、引き続きケアプラン等で精査し、給付適正化に努めたい。</p>
	<p>③医療情報との突合・縦覧点検</p> <p>医療給付実績・介護給付実績との突合審査を行い、医療と介護の同時算定できないサービスを見つけ出し、不適合な請求分について過誤処理を行っています。また、複数月の明細書における算定回数やサービス間・事業所間の給付内容を確認し、提供されたサービスの整</p>	<p>奈良県国保連合会から提供される医療情報との突合・縦覧点検後に確認を要する給付実績について、ケアマネジャーに連絡し、ヒアリングを実施する。</p>	<p>適宜実施</p>	<p>○</p>	<p>引き続き、奈良県国保連合会から提供されるデータを活用して、確認を要する給付内容を審査し、給付適正化に努める。</p>